

刑事訴訟法における再審に関する規定の改正を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり、瀬戸市議会会議規則（昭和32年瀬戸市議会規則第1号）第12条第1項の規定により提出します。

令和7年3月18日

瀬戸市議会議長 小澤 勝 殿

提出者 瀬戸市議会議員

賛成者

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

高島 淳

三木 雪奥

朝井 賢次

富田 宗一

山内 精 - 補

宮岡 伸仁

堀田 季央

西本 三樹

黒柳 知世

柴田 利勝

伊藤 賢二

高桑 茂樹

石神 栄治

賛成者 瀬戸市議会議員

〃 長江公夫

〃 馬嶋みゆ子

〃 松原大介

〃 臼井 淳

〃 浅井 為美

〃 新井 亜由美

〃 原 誠

〃 戸田 由久

〃 長江 秀幸

〃 池田 信子

〃 三宅 聡

〃 中川 昌也

## 7年議員提出第3号議案

### 刑事訴訟法における再審に関する規定の改正を求める意見書

冤罪とは無実の者を犯罪者として処罰することであり、これは国家による人権侵害と言える。冤罪を防ぐためには捜査権の行使が必要不可欠であることはもとより、冤罪被害者となった者を速やかに救済する制度の構築も非常に重要である。

ところが現在の法制度において、捜査機関が保有する証拠の開示及び利用に関しての規定がなく、さらには証拠の保管及び保存のルールが不十分であるため、無罪を示す証拠が廃棄される危険性もあり、これは救済を求める者の再審請求を困難なものにしている。また再審開始決定に対して検察官の不服申立が認められていることによる審理の長期化の誘発や再審請求手続の適正な審理を制度的に担保しておらず、裁判官による審理のバラつきといった「再審格差」が生じ、再審制度によって救済を求める者の手続保障が十分に確保されていない。

このことから、国においては冤罪被害者の速やかな救済のため、刑事訴訟法における再審に関する規定の改正を実現するよう、以下の事項を要望する。

- 1 再審請求手続において、捜査機関が保有する証拠の利用を可能とすることも含め、全面的に開示することを可能とする手続きの制度化
- 2 再審開始決定に対する検察官の不服申立を禁止すること
- 3 再審請求手続の審理に関する手続規定を明文化すること
- 4 証拠の保管及び保存のルールを明文化すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月24日

愛知県瀬戸市議会

衆議院議長 額賀 福志郎 殿

参議院議長 関口 昌一 殿

内閣総理大臣 石破 茂 殿

内閣官房長官 林 芳正 殿

法 務 大 臣 鈴木 馨祐 殿

(理 由)

この案を提出するのは、刑事訴訟法における再審に関する規定の改正を求める必要があるからである。